



鳥取県公報

平成18年6月16日(金)
号外第101号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則 (66) (長寿社会課) 2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県介護保険法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部が改正され、介護予防サービスの創設、指定市町村事務受託法人の指定、介護支援専門員の登録、介護サービス情報の公表等に係る事務が知事の権限とされたことにかんがみ、申請、届出等に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる者に係る指定等に関する公示は、同表の右欄に掲げる事項について行う。

指定居宅サービス事業者等	名称及び所在地 指定等の年月日 事業又は施設の種類の種類
指定市町村事務受託法人	名称及び所在地 指定等の年月日 変更に係るものにあつては、変更後の名称又は所在地
指定試験実施機関及び指定研修実施機関	名称及び所在地 指定等の年月日
指定調査機関等	名称及び所在地並びに業務を行う事務所の所在地 指定等の年月日 変更に係るものにあつては、変更後の名称又は所在地
調査員養成研修	名称及び所在地並びに業務を行う事務所の所在地 指定等の年月日

(2) 指定居宅介護サービス事業者の指定等をしたときは、市町村等に対し、当該者の名称、所在地等の情報を提供することができる。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第66号

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、<u>介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）</u>及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の規定に基づき、<u>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(指定居宅サービス事業者の指定の申請等)</u></p> <p>第2条 <u>法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項若しくは第107条第1項の申請又は法第94条第1項の許可の申請は、様式第1号の申請書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(指定居宅サービス事業者の特例の申出)</u></p> <p>第3条 <u>法第71条第1項ただし書若しくは第72条第1項ただし書又は施行法第4条ただし書若しくは第5</u></p>

条ただし書の規定による申出は、様式第2号の申出書を提出してしなければならない。

(指定居宅サービス事業者の変更等の届出)

第4条 法第75条又は第82条の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令第131条第1項又は第133条第1項に規定する事項の変更に係るものあつては様式第3号の届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものあつては様式第4号の届出書を提出してしなければならない。

(指定介護老人福祉施設等の変更の届出)

第5条 法第89条、第99条又は第111条の規定による届出は、様式第3号の届出書を提出してしなければならない。

(指定介護老人福祉施設等の指定の辞退の申出)

第2条 法第91条又は第113条の規定に基づき指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定に係る施設の名称及び所在地
- (2) 指定を受けた年月日
- (3) 指定を辞退する年月日
- (4) 指定を辞退する理由
- (5) 現に施設に入所している者に対する措置

(指定介護老人福祉施設等の指定の辞退の申出)

第6条 指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の開設者は、法第91条又は第113条の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第5号の申出書を知事に提出しなければならない。

(介護老人保健施設の変更許可の申請)

第7条 法第94条第2項の許可の申請は、様式第6号の申請書を提出してしなければならない。

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第3条 法第95条第1項又は第2項の規定に基づき介護老人保健施設の管理者に係る承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に管理者になろうとする者の経歴を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 管理させる施設の名称及び所在地
- (2) 管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格
- (3) 申請する理由

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第8条 介護老人保健施設の開設者は、法第95条第1項又は第2項の規定による承認を受けようとするときは、様式第7号の申請書を知事に提出してなければならない。

(介護老人保健施設の広告事項の許可の申請)

(介護老人保健施設の広告事項の許可の申請)

第4条 法第98条第1項第4号の介護老人保健施設の
広告に係る許可を受けようとする者は、次に掲げる
事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 許可に係る施設の名称及び所在地
- (2) 許可を受けようとする広告事項
- (3) 広告の内容
- (4) 広告の方法

(指定居宅サービス事業者等に係る公示)

第5条 法第78条、第85条、第93条、第115条又は第
115条の9の規定による公示は、指定居宅サービス
事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福
祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防
サービス事業者に関する次に掲げる事項について行
うものとする。

- (1) 略
- (2) 指定、名称若しくは所在地の変更、事業の廃
止又は指定の辞退、取消し若しくは全部若しくは
一部の効力の停止の年月日
- (3) 略

2 介護老人保健施設に係る法第94条第1項の規定に
よる開設の許可又は法第104条第1項の規定による
許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停
止をしたときは、次に掲げる事項を公示するものと
する。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 許可又は許可の取消し若しくは全部若しくは
一部の効力の停止の年月日

第9条 介護老人保健施設の開設者は、法第98条第1
項第4号の許可を受けようとするときは、様式第8
号の申請書を知事に提出しなければならない。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請)

第10条 法第108条第1項の指定の変更の申請は、様
式第9号の申請書を提出してしなければならない。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る公示)

第11条 知事は、法第71条第1項本文若しくは第72条
第1項本文又は施行法第4条本文若しくは第5条本
文の規定により、法第41条第1項本文の指定があっ
たものとみなされたときは、次に掲げる事項を鳥取
県公報により公示するものとする。

- (1) 略
- (2) 指定、指定の辞退若しくは取消し、事業所の
名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月
日
- (3) 略

(指定居宅サービス事業者等に係る公示)

第12条 前条の規定は、法第78条、第85条、第93条又
は第115条の規定による公示について準用する。

(介護老人保健施設の開設許可等に係る公示)

第13条 知事は、法第94条第1項の許可をしたときは、
次に掲げる事項を鳥取県公報により公示するものと
する。

- (1) 許可に係る介護老人保健施設の名称及び所在

地

(2) 許可の年月日

2 知事は、法第104条第1項の規定により法第94条の許可を取り消したときは、次に掲げる事項を鳥取県公報により公示するものとする。

(1) 許可の取消しに係る介護老人保健施設の名称及び所在地

(2) 許可の取消しの年月日

(書類の経由)

第14条 法、施行法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄福祉保健局長又は所轄総合事務所の福祉保健局長を経由して提出しなければならない。

(市町村等への情報提供)

第6条 知事は、別表に掲げる行為をしたときは、市町村及び国民健康保険団体連合会その他知事が必要と認める者に対して、当該行為に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項に関する情報を提供することができる。法第71条第1項本文又は第72条第1項本文（法第115条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により指定があったものとみなされるときも、同様とする。

(1) 介護保険事業者番号

(2) 名称及び所在地

(3) 申請者、申出者若しくは届出者又は開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（当該申請、申出若しくは届出又は開設に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名）

(4) 指定、指定の取消し、更新、全部若しくは一部の効力の停止若しくは辞退、許可、許可の取消し、更新、辞退若しくは全部若しくは一部の効力の停止、承認、申出、変更、事業の廃止、休止若しくは再開又は開設者の死亡若しくは失そうの年月日

(5) 事業開始年月日

(6) その他知事が必要と認める事項

(指定市町村事務受託法人に係る公示)

第7条 政令第11条の6の規定による公示は、指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について

行うものとする。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 指定、事務所の名称及び所在地の変更、受託事務の廃止又は指定の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (3) 変更の届出に係るものにあつては、変更後の名称又は所在地

(指定試験実施機関に係る公示)

第8条 政令第35条の9第3項の規定による公示は、指定試験実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 指定又は指定の取消しの年月日

(指定研修実施機関に係る公示)

第9条 政令第35条の10第3項の規定による公示は、指定研修実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 指定又は指定の取消しの年月日

(指定調査機関等に係る公示)

第10条 政令第37条の4第1項若しくは第3項、第37条の9又は第37条の10第2項（政令第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による公示は、指定調査機関又は指定情報公表センターに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称及び住所並びに業務を行う事務所の所在地
- (2) 指定、変更、業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は指定の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (3) 変更の届出に係るものにあつては、変更後の指定に係る者の名称若しくは住所又は事務所の所在地

(調査員養成研修を行う者に係る公示)

第11条 政令第37条の7第6項の規定による公示は、調査員養成研修を行う者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称及び住所並びに業務を行う事務所の所在地

(2) 指定又は指定の取消しの年月日

(権限の委任)

第12条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、法及び政令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第6条関係）

(1) 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項又は第115条の2第1項の規定による指定又は許可

(2) 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項又は第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新

(3) 法第71条第1項ただし書又は第72条第1項ただし書（法第115条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による別段の申出の受理

(4) 法第75条、第82条、第89条、第99条、第111条又は第115条の5の規定による変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出

(5) 法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、第114条第1項又は第115条の8第1項の規定による指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止

(6) 法第91条又は第113条の規定による指定の辞退の届出の受理

(7) 法第94条第2項の規定による変更の許可

(8) 法第95条第1項又は第2項の規定による承認

(9) 法第98条第1項第4号の許可

(10) 法第104条第1項の規定による許可の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止

(11) 法第105条において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定による休止又は開設者の死亡若しくは失そうの届出の受理

- (12) 法第108条第1項の規定による指定の変更
- (13) 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第1項ただし書又は第13条ただし書の規定による別段の申出の受理

様式第1号（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定居宅サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者 指定（開設許可）申請書
 介 護 保 険 施 設

職 氏 名 様

介護保険法第70条第1項（第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項又は第107条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設）の指定（開設許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名



（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

事業所所在地市町村番号	
-------------	--

申請 (開 設) 者	フリガナ				
	氏 名				
	主たる事務所の所在地	郵便番号			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
	法人等の種別				
	代表者(開設者)の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
	代表者(開設者)の住所	郵便番号			
	事業所 又は施 設	フリガナ			
		氏 名			
		所在地	郵便番号		
連絡先		電話番号		ファクシミリ番号	

事業等の種類	区 分	実施	事業開始	指定(許可)	
		事業	予定年月日	年月日	
指定 居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	痴呆対応型共同生活介護				
	特定施設入所者生活介護				
	福祉用具貸与				
	居宅介護支援事業者				
	施 設	介護老人福祉施設			
		介護老人保健施設			
介護療養型医療施設		療養型病床群を有する病院又は診療所			
療養施設		老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院 介護力強化病院			
介護保険事業者番号			(既に指定又は許可を受けている場合のみ記入すること。)		
医療機関コード等					

注1 印の欄は、記入しないこと。

2 「法人等の種別」欄は、申請者が法人の場合にあつては「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を、個人の場合にあつては「個人」と記入すること。

3 「実施事業」欄は、今回指定又は許可を申請する事業等にあつては該当する欄に「 」と、既に指定又は許可を受けている事業等にあつては該当する欄に「 」と、指定又は許可があつたものとみなされた事業等にあつては該当する欄に「みなし」と記入すること。

4 「事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業等の開始(開設)予定年月日を記入すること。

5 「指定(許可)年月日」欄は、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条又は第8条の規定に基づく指定又は許可があつたものとみなされた事業等にあつては、該当する欄に「12. 4. 1」と記入すること。ただし、平成12年4月1日前に申請を行う場合には、該当する欄に「 」と記入すること。

- 6 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付されている場合には、そのコードを記入すること。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入すること。
- 7 指定を受けようとする事業等の種類に応じ、厚生省令で定める書類その他知事が別に定める書類を添付すること。

様式第2号 (第3条関係)

指定居宅サービス事業者の指定を不要とする旨の申出書

職 氏 名 様

介護保険法第71条第1項ただし書（第72条第1項ただし書）（介護保険法施行法第4条ただし書（第5条ただし書））の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を不要とする旨を次のとおり申し出ます。

年 月 日

住所

申出者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

施 設 又 は 事 業 所	名 称	
	施設等の種別	
	所在地	
管 理 者	氏 名	
	住 所	
指定を不要とする居宅サービスの種類（該当番号を で囲むこと。）	1 訪問看護 2 訪問リハビリテーション 3 居宅療養管理指導 4 通所リハビリテーション 5 短期入所療養介護	

様式第3号 (第4条、第5条関係)

指定居宅サービス事業者

指定居宅介護支援事業者 指定事項等変更届出書

介 護 保 険 施 設

職 氏 名 様

介護保険法第75条(第82条、第89条、第99条又は第111条)の規定により、指定事項等を次のとおり変更したので届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険事業者番号

事業所(施設)	名称	
	所在地	
サービスの種類		
変更事項		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		年月日

注 変更の内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号(第4条関係)

指定居宅サービス事業

廃止(休止・再開)届出書

指定居宅介護支援事業

職 氏 名 様

介護保険法第75条(第82条)の規定により、次のとおり事業を廃止(休止・再開)したので届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険事業者番号

事 業 所	名 称	
	所在地	
事 業 の 種 類		
廃止・休止・再開の別		廃止・休止・再開
廃止・休止・再開した年月日		年 月 日
廃止・休止した理由		
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置		
休 止 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

注 事業の再開に係る届出をする場合には、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

様式第5号 (第6条関係)

介護保険施設指定辞退申出書

職 氏 名 様

介護保険法第91条 (第113条) の規定により、次のとおり指定を辞退したいので申し出ます。

年 月 日

住所

申出者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

		介護保険事業者番号																		
施 設	名 称																			
	所在地																			
指 定 年 月 日		年 月 日																		
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日		年 月 日																		
指 定 を 辞 退 す る 理 由																				
現に施設に入所している者に対する措置																				

様式第6号 (第7条関係)

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

職 氏 名 様

介護保険法第94条第2項の規定により、介護老人保健

施設の開設許可事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申出者

氏名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険事業者番号

施 設	名 称	
	所在地	
開 設 許 可 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後

注 変更の内容が分かる書類を添付すること。

様式第7号 (第8条関係)

介護老人保健施設管理者承認申請書

職 氏 名 様

介護保険法第95条第1項(第2項)の規定により、介護老人保健施設の管理者の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険事業者番号

施 設	名 称	
	所在地	
管 理 者 に な る と す る 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 資 格	氏 名	
	住 所	
	資 格	
申 請 す る 理 由		

注 管理者になろうとする者の経歴等が分かる書類を添付すること。

様式第8号 (第9条関係)

介護老人保健施設広告事項許可申請書

職 氏 名 様

介護保険法第98条第1項第4号の規定により、介護老人保健施設に係る広告事項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険事業者番号

施設	名称	
	所在地	
許可を受けようとする広告事項		
広 告 の 内 容		
広 告 の 方 法		

様式第9号 (第10条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

職 氏 名 様

介護保険法第108条第1項の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の変更をしたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

住所

開設者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

施設	介護保険事業者番号	
	名称	所在地
指定介護療養型医療施設の類 型(該当番号を で囲むこと。)	1 療養型病床群を有する病院 2 療養型病床群を有する診療所 3 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院 4 介護力強化病院	
入院患者の推定数(申請に係る事業を行おうとする部分に限る。)		
入院患者の定員(申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)	(変更後)

注 次の書類(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)を添付すること。

- (1) 施設の使用許可証の写し
- (2) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要を記載した書類
- (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

